

令和6年6月1日から定額減税が始まります

給与を支給している法人・個人事業主は令和6年6月～12月支給の給与・賞与について定額減税が適用されます。

毎月の給与処理で定額減税のための処理が必要になるため、ご確認ください。

なお、この資料は定額減税について平易に解説するため、要点以外は省略していますので、詳細は国税庁の定額減税特設サイトをご覧ください。

また、税務署ではコールセンターの設置、定額減税の説明会の開催をしていますのでご利用ください。

1. まずは定額減税の処理が必要か確認

定額減税の対象者は従業員のうち年間所得が48万円超（給与収入103万円超）と見込まれる人です。

もし、従業員に対象者がいない場合は定額減税の処理は一切必要ありません。

2. 対象となる従業員を確認

定額減税の対象者を確認できたら対象者のリストを作成します。

3. 対象者の扶養家族を確認し、定額減税の限度額を計算

対象者に対し、6月1日時点の扶養家族を確認します。この扶養家族は年間所得が48万円以下と見込まれる国内に居住する生計一親族です。

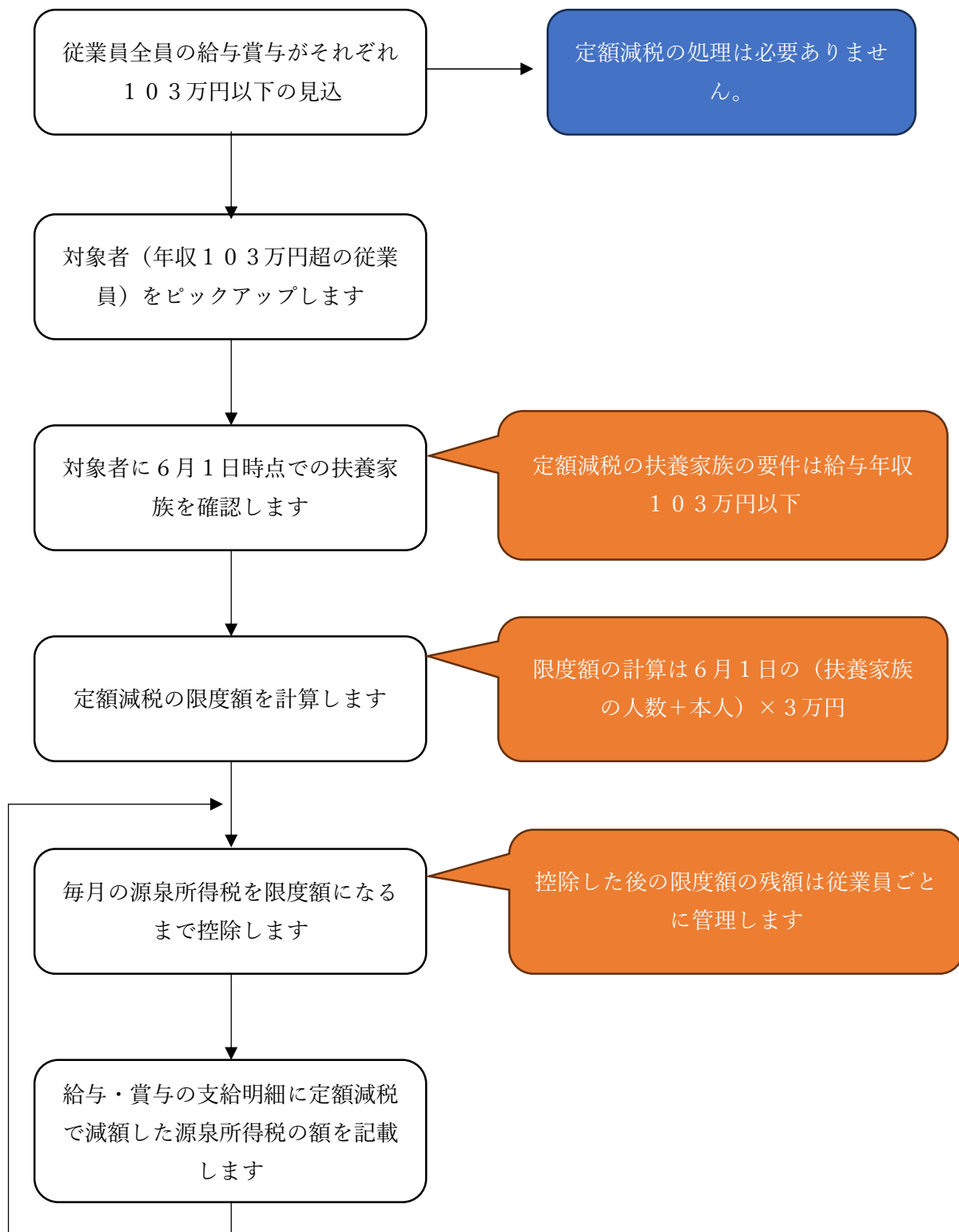
- ・16歳未満の扶養親族も年間所得が48万円以下であれば対象となります。
- ・配偶者で年間所得48万円超（給与年収103万円超130万円以内の社会保険扶養家族など）は対象とはなりません。
- ・海外に留学している扶養親族は対象となりません。

この扶養家族の人数＋従業員本人の合計人数に3万円を掛けた金額が定額減税の限度額となり、この金額を定額減税の残額として対象者リストで管理します。この限度額は1度計算したら12月まで変更しません。

4. 毎月の給与・賞与計算で定額減税をする

毎月の給与や賞与で算出された源泉所得税を定額減税の残額に達するまで減税し、その減税額を従業員に交付する給与明細書・賞与明細書に明記します。

また、対象者リストで毎月の減税後の定額減税の残額を管理します。



毎月の給与・賞与支給時の定額減税の処理方法

1. 通常通り源泉徴収税額表から源泉所得税を算出します。
2. 繰り越されてきた定額減税の金額を確認します。
3. 繰り越されてきた定額減税の金額と算出した源泉所得税の金額を比較し、少ない金額を選択します。
4. 選択した金額を算出した源泉所得税から控除します。
5. 選択した金額を定額減税の金額から控除して、翌月に繰り越します。
6. 控除した定額減税の金額を給与・賞与の支給明細書に記載します。

Q・A 定額減税

Q. 当事業所で定額減税の手続きが必要か教えてほしい。

A. 手続きが必要かどうかは2ページのフローチャートで判断ください。わからない場合は当事務所までお電話でお問い合わせください。

Q. 扶養家族の確認はどうしたらいい？

A. 令和6年分の扶養控除等申告書を流用できます。

Q. 国税庁のホームページにある各人別控除事績簿は使用しなければならない？

A. 各人別控除事績簿の使用義務はありません。定額減税の残額が把握できればどのような方法でも問題ありません。たとえば、給与台帳の端に残額をメモしてもOKです。

Q. 6月2日以降に従業員を雇った場合はどうするの？

A. 6月2日以降に雇った従業員は定額減税の対象になりませんので通常の源泉所得税の取扱いをしてください。

Q. 6月2日以降に扶養家族に変更がありました。どうしたらいいの？

A. 定額減税の扶養家族は6月1日時点で決まります。定額減税の金額は訂正せず、そのまま使用してください。

Q. 6月2日以降に従業員が退職した場合はどうするの？

A. 所得税欄に実際に源泉徴収をした金額（定額減税適用後の金額）を記載した源泉徴収票を作成してください。控除した定額減税の金額や控除しきれなかった定額減税の金額を記載する必要はありません。

Q. 12月支給の給与までに控除できなかった定額減税の金額はどうなるの？

A. 年末調整でも控除しきれなかった定額減税の金額は令和7年分の住民税から控除・還付される予定です。

Q. 定額減税は住民税1万円もあったが、所得税しか説明していないのはなぜ？

A. 住民税の定額減税は市町村が計算をして減税後の金額で納付書が交付されます。よって、住民税の定額減税を考慮する必要はありません。